

資料 2

中央教育審議会大学分科会
教学マネジメント特別委員会
(第3回) H31.2.13

教学マネジメント特別委員会における議論の進め方について

座長 日比谷 潤子

「グランドデザイン答申」¹の取りまとめに至る中央教育審議会での議論や、これまでの本委員会における議論を踏まえ、本特別委員会のミッションである「教学マネジメントに係る指針」の性格や、本特別委員会の議論の範囲については以下のとおりと整理し、今後の議論を進めることとしたい。

1. 「教学マネジメントに係る指針」の性格について

平成17年の「我が国の高等教育の将来像答申」²の取りまとめ以降、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へと移行する中で、各機関における自主的な改善努力が促されてきた。

大学教育の質の保証についても、これまで多くの積極的な改善の努力が進められているが、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難いという認識が「グランドデザイン答申」で示されている。

中央教育審議会がまとめる本指針は、教学マネジメントは各大学が自らの責任において、各大学の事情に合致した形で構築すべきものであることを前提としたうえで、過去の答申等で示されている大学教育改革に関する手法等を、教学マネジメントの確立及び学修成果の可視化・情報公表の促進という観点から再整理し、各大学の教学面での改善・改革に係る取組を促すために作成するものである（前回資料2参照）。

このため、本指針は、これまで改革に真剣に取り組み、先導的な成果を生み出してきた大学の取組を一定の型にはめることを意図するものではなく、改革が必ずしも学修者の目線に立ったものとなっていない大学や、改革が十分な成果に結びついていない大学等に、大学教育の質の保証の観点から確実に実施されることが必要とされる水準（ただし、これは難易度が低いということを直ちに意味しない）で、各大学の取組に当たっての留意点などについてわかりやすい形で示し、その改革の促進に主眼を置くことがふさわしいものと考える。

その観点から、本指針は、国公立といった設置者の枠にかかわらず、規模や学部構成、経営資源等において多様な大学等に共通する内容として作成され、そして、すべての教員、職員及び関係する者に必要性・重要性が共通に理解され、受け止められるものとする必要がある。

¹ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）

² 「我が国の高等教育の将来像（答申）」（平成17年1月中央教育審議会）

2. 本特別委員会における議論の範囲について

本特別委員会は、「グランドデザイン答申」中「VII. 今後の検討課題」として掲げられた事項のうち、「教学マネジメントに係る指針の策定、学修成果の可視化と情報公表の在り方に関する検討を行うこと」を任務とする。

「VII. 今後の検討課題」として掲げられたもう一つの事項、すなわち、設置認可や認証評価など国が行う「質保証システム」の改善、現在の設置基準の見直しなど「設置基準等の質保証システムについて見直しを行うこと」は、来期の大学分科会において新規の部会を設ける方向が既に示されている。

また、「グランドデザイン答申」の他の項目、「多様で柔軟な教育プログラム」「多様性を受け止める柔軟なガバナンス」など「II. 教育研究体制」、「IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置」、「V. 各高等教育機関の役割等」、「VI. 高等教育を支える投資」などについては、既にこれまで多くの議論が行われており、一定の結論が盛り込まれているところである。

これらの議論は分ちがたく連動する部分もあり、本特別委員会での議論の成果を適切に共有していく必要があるが、本特別委員会においては、現行の制度を踏まえ、各大学が取組を進める上での留意点等となる「教学マネジメントに係る指針」の作成と、これを念頭に置いた学修成果の可視化と情報公表の在り方を集中的に議論していく必要がある。本特別委員会が、そのミッションを最大限果たせるように、委員各位のご協力をお願いしたい。

3. その他

- ・審議時間が限られている中で、本指針は、まずは大学の学士課程及びこれと共通性が高い短期大学の課程を念頭に作成することとしたい。なお、議論に当たっては、大学院の課程、高等専門学校についても、その独自性を踏まえつつ一定の適用が可能となるように意識したい。
- ・教学マネジメントにおけるサイクルは、各委員からご提案のとおり、様々なレベルのものが重層的に積み重なっているものであるが、「グランドデザイン答申」において「PDCAサイクルは、大学全体、学位プログラム、個々の授業科目それぞれの単位で有効に機能している必要がある」とされていることから、本特別委員会においては、「大学全体」、「学位プログラム」³、「個々の授業科目」という3つのレベルを意識しつつ、議論を進めていくこととしたい。ただし、特に「大学全体」というレベルについては、大学の規模や学部構成、経営資源等において大学ごとに多様性があることには十分留意する必要があると考える。

³ 大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。
出典：「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月中央教育審議会）用語解説。
なお、大学の学部等で実施される教育課程も上記の要件を満たすものは、学位プログラムといえる。